

讃美歌の著作権について

I. はじめに

讃美歌の著作権について考える前に、著作権という権利の大きな枠組みについて知っていただきたいと思います。★讃美歌に限らずすべて著作権は、次の三者に関わっています。（）は讃美歌の場合です。

- A. 「創作者」 （作詞者、作曲者、訳詞者、編曲者、演奏者などで、ほとんどクリスチャンです。）
- B. 「伝達者」 （編集者、出版社、放送局、配信業者、演奏者などです。）*
- C. 「利用者」 （聴く人、歌う人、演奏者。今回のケースでは教会、会衆、クリスチャンです。）

これら三者の利害は、それぞれ方向が違います。

- ・ Aの権利を大きくすると、BとCが受ける利益は小さくなります。
- ・ Bの権利を大きくすると、AとCの受ける利益は小さくなります。
- ・ Cの権利を大きくすると、AとBの受ける利益は小さくなります。

注 この利益は、お金のことだけではなく、さまざまな利便性や精神的満足などを含みます。

★著作権法は、これら三者の利害や関係を調整するための法律です。

さて、多くの方は、C. 「利用者」の立場で、これを読んでいると思いますが、実は、この三者の境目は曖昧で、いろんな意味で重なり合っています。

- A. 讃美歌を歌ったり演奏することは「利用」とすると同時に、ひとつの作品を他の人に「伝達」する行為になります。また演奏それ自体が「創作」行為でもあります。
- B. 讃美歌を「利用」している教会の中に、「創作」や「伝達」に関わる人たちがいます。
- C. 私自身、作詞者であり訳詞者として「創作者」ですが、同時に編集者でもあり「伝達者」です。そして、牧師として「利用者」ですから、三つの立場をすべて持っています。

★こういう複雑な状況を調整・整理しているために、著作権のことは、とても難しく思われるのですが、それをしないと、より大きな混乱が生じ、三者すべてが不利益を被り弱ってしまうことになります。

■讃美歌を利用してくださる皆様へのお願い

- ・ 難しい手続きや、幾らかの使用料が生じた時は、その1曲を生み出し、世に出すために払われた犠牲について考えてみてください。讃美歌の創作にも伝達にも、多くの苦勞とコストが払われています。
- ・ 「創作者」「伝達者」にも、幾ばくかの利益があることで、さらに良い讃美歌を生み出し、広げることができます。それは、教会全体の、すべてのクリスチャンの益となることです。
- ・ 「伝達者」は、日頃から「利用者」がより便利に利用できるように心を砕いています。困ったこと、分からないことがあれば、編集者か出版者までお問い合わせください。またご要望もお寄せください。

* B. 「伝達者」の具体例（『教会福音讃美歌』の場合）

編集者 : 福音讃美歌協会 (JEACS)

出版社 : いのちのことば社

放送局 : PBA、CGNTV、FEBC、他

配信業者 : YouTube、フェイスブック、ニコニコ動画、他

II. YouTube配信における著作権問題

今年に入って、新型コロナウイルスの影響で、礼拝や集会をインターネットで配信する教会が急増しました。そこでいくつかの問題が報告されています。会堂で礼拝するときには普通にできた、讃美歌を歌うという行為が、配信では今までのようにできない、ということが混乱の一因としてあります。

ここでは一番利用の多いYouTubeでの配信について、考えたいと思います。

■YouTubeで礼拝配信をしている教会から上がっている、トラブルの例を見てみましょう。

- ・ 礼拝を配信していたら、警告（「著作権侵害の警告」「Content ID の申し立て」）を受けた。
- ・ 礼拝を配信していたら、配信が突然中断された。
- ・ 礼拝を配信していたら、BAN（アカウント停止）された。

■いずれの場合も、原因は讃美歌の配信にある場合がほとんどです。ここにも二つの場合があるようです。

- A. 実際に讃美歌の著作権を侵害している場合。
- B. 実際は讃美歌の著作権を侵害していないのに、YouTubeが誤った判断で処理をした場合。

Aの場合は、配信する側に非がありますので、著作権を侵害している部分を除くしかありません。

Bの場合は、YouTubeに対して「異議申し立て」を行って、解決できる場合があります。

▼YouTubeヘルプ「著作権侵害の異議申し立て通知の基本」

https://support.google.com/youtube/answer/2807684?hl=ja&ref_topic=9282678

▼YouTubeヘルプ「Content ID に関する申し立てに対して異議申し立てを行う」

[https://support.google.com/youtube/answer/2797454?](https://support.google.com/youtube/answer/2797454?hl=ja&fbclid=IwAR2kXKdL_0_gmV5bQu6M3p6FGIC9AL48izVBLTkYp6G_CXmOmufPt5elhLQ)

[hl=ja&fbclid=IwAR2kXKdL_0_gmV5bQu6M3p6FGIC9AL48izVBLTkYp6G_CXmOmufPt5elhLQ](https://support.google.com/youtube/answer/2797454?hl=ja&fbclid=IwAR2kXKdL_0_gmV5bQu6M3p6FGIC9AL48izVBLTkYp6G_CXmOmufPt5elhLQ)

■ここで問題になるのが「自分が実際に著作権を侵害しているかどうか分からない」というケースでしょう。★讃美歌を使っても、著作権を侵害しないのは次のような場合です。

- A. 作者が管理団体などに登録せず、自由に使うことを許している場合。
- B. 讃美歌の著作権が消失している場合。いわゆるパブリックドメイン（PD）になっている場合。
- C. 利用者がきちんと管理団体あるいは著作権者に申請して許諾を得ている場合。

▼B. の著作権が消失しているかどうかを見分ける簡単な方法があります。（文末図版参照）

現在、著作権は作者の没後70年保護されますが、この規定ができた2018年以前の保護期間は50年でした。ですから、原則、没年が1967年以前であればPDで、自由に使うことが許されています。ただし戦時加算*という複雑な規定のため、外国の著作者の場合に保護期間が約10年加算されることがありますので、1956年没をその作者の作品が自由に使える目処と考えてください。『教会福音讃美歌』の場合、楽譜頁の左下に作詞者の情報、右下に作曲者の情報が載っています。そこで作詞者と作曲者の生没年を確認することができます。*詳細はウィキペディアの「戦時加算(著作権法)」の項目を参照。

！注意していただきたい点

- ・ 歌詞の翻訳にも著作権があります。英語の古い讃美歌でも訳者は健在というケースがほとんどなので、勝手に配信すると訳者の著作権を侵害することになります。★解決方法として、配信するとき、歌を歌わず、曲の伴奏だけ配信することをお勧めします。
- ・ 伴奏だけであっても、市販のCDなどの音源を勝手に配信すると、演奏者やレコード会社の権利を侵害することになります。

▼C. の申請して許諾を得ることは、新しい讃美歌（PDでないもの）を配信したい場合と、原曲がPDであっても訳詞も配信したい場合に必要手続きになります。

●『教会福音讃美歌』では、新しい作詞、作曲、訳詞のほとんどを「ネクストーン」という著作権管理団体に委託しています。「ネクストーン」ホームページ (<https://www.nex-tone.co.jp/>) から手続きをする方法をご紹介します。

1. 下記URLから利用規約に同意して作品検索データベースを開く。
<https://search.nex-tone.co.jp/terms?1>
2. 使いたい讃美歌を検索する。
 - ・ 著作者から：作詞者または作曲者の名前（名前の一部でも検索可）
 - ・ 作品名から：日本語作品は讃美歌タイトルで、翻訳作品は楽譜頁左下の原詞初行で検索できます。（讃美歌タイトル、原詞初行の一部でも検索可）。
3. 該当作品ページで、「配」が青地に白抜き文字であれば、その讃美歌の配信もネクストーンが管理しています。ネクストーンに委託している讃美歌は、ほとんどがこのケースです。
4. 「ネクストーン」トップページから「音楽利用者の皆様」を選択。
「インターネット上で音楽を利用」をよく読んで手続きをしてください。

●『教会福音讃美歌』で次に多いのが、JASRACと日本基督教団讃美歌委員会が著作権を管理している作品です。これについては「日本キリスト教団出版局発行の賛美歌集を使った礼拝の配信について」が参考になります。手順はネクストーンの場合とほとんど同じです。<http://uccj.org/news/36446.html>

●『聖歌』からお借りした讃美歌のほとんどは、中田羽後氏の作品（訳詞、編曲、作詞、作曲）です。中田羽後氏の作品は「教文館」が管理しています。下記URLからお問い合わせください。
<https://www.kyobunkwan.co.jp/publishing/fed40235>

III. それでもYouTubeが誤った判断で処理した場合には！？

青地の部分をしっかり守ってくだされば、配信において著作権を侵害することはまずありません。しかし、それでもYouTube上で、以下のような問題が生じたケースがいくつか報告されています。

- A. PDの讃美歌しか使っていないのに、警告を受けたり、中断された。
- B. 古い讃美歌の伴奏を教会の奏楽者の演奏で流しただけで、警告を受けたり、中断された。
- C. 初回に問題なく配信できた讃美歌伴奏が、同じ曲、同じ奏楽者なのに、二度目は警告を受けた。

いずれも、YouTubeが誤った処理をしたものと考えられます。そして、残念ながら、YouTubeの誤りを完全に無くす方法を、私たちは持ち合わせていません。つまり、本当に残念ながら、どのようなかたちであれ、礼拝配信に讃美歌を含める限り、YouTubeの誤った対応に遭遇する可能性はゼロではないということです。それが警告だけならば、大きな問題にはなりませんし、「異議申し立て」（前述）もできますが、礼拝中の配信中断となると大変困ります。まして、アカウントが停止されると、復帰するまでに手間と時間が掛かり、その間の配信が途絶えてしまいます。

今後、YouTubeの判断の精度が上がれば、トラブルの件数は下がるでしょうが、今、YouTubeでの礼拝配信をされる場合は、このような現実をご理解ください。

そして、もしも、YouTubeの誤った処理に遭遇した場合に、状況を記録してレポートをいただければ感謝です。それによって、より正確に実情を把握し、対応を考えることができるようになります。

IV. 参考資料・リンク

参考資料

- ・『著作権法入門（2019-2020）』文化庁（2019）
- ・『著作権法入門（第2版）』島並良、上野達弘、横山久芳（2016）
- ・『18歳の著作権入門』福井健策（2015）

参考リンク

- ・クリスチャンプレス「礼拝のライブ配信をするには一始めるのは簡単、賛美歌の著作権は押さえて」
<https://www.christianpress.jp/how-to-live-worship/?fbclid=IwAR2djiuoXf0r5aiK6ln4MFiqXi2qY4G0u7oJQevPhkvodF0sMVCvS2He5qw>
- ・FBグループ「教会🏠動画配信のための情報交換」「著作権関連トピック」
https://www.facebook.com/groups/2712496515703592/post_tags/?post_tag_id=2713488902271020
- ・YouTube「あいちゃんねる」「教会のための著作物講座」
<https://www.youtube.com/channel/UCCO4SMX0aDT20ljQw3XKHGQ>
- ・「日本キリスト教団出版局発行の賛美歌集を使った礼拝の配信について」
<http://uccj.org/news/36446.html>
- ・「中田羽後音楽著作物使用申請書」
<https://www.kyobunkwan.co.jp/publishing/fed40235>
- ・ネクストーン「インターネット上で音楽を利用」
<https://www.nex-tone.co.jp/copyright/users/int.html>
- ・日本音楽著作権協会（JASRAC）「インターネット上での音楽利用」
<https://www.jasrac.or.jp/info/network/index.html>

V. 連絡・問い合わせ先

福音讃美歌協会 (info@jeacs.org)

(現在、事務所が常に開ける状態ではありませんので、お問い合わせはメールでお願いいたします。)

3 主こそ 狩人の畏から

破滅をもたらす疫病から

あなたを救い出される。

4 主は ご自分の羽であなたをおおい

あなたは その翼の下に身を避ける。

主の真実は大盾 また砦。

詩篇91:3-4 (聖書 新改訳2017 ©2017 新日本聖書刊行会)

「祈り」聖なる御名を崇めます。今、新型コロナウイルスと戦っているすべての医療従事者と感染者の上に、主の助けと癒しを与えてください。今、大きな試みと制約の中にあるすべてのクリスチャン、求道者の上に、主の守りと導きがあり、教会で、あるいは分かれてそれぞれの家でささげられる礼拝が御心になんて、恵みと祝福に満たされますように。私たちに、信仰と希望と愛、知恵と力を増し加えてください。今、この時、あなたに仕え、隣人に仕える道を教えてください。今、様々な困難や不安の中にあるすべての人に、主の光と平安がもたらされますように。一日も早く、この世界に平穏な日々が戻りますように。 主イエス・キリストの御名によって。アーメン

2020/4/29

文責 中山信晃

12

聖なる主の御前に伏し

1 せ い な る 主 の み ま え に 伏し
 2 主 の み も と に 荷 を お ろ せ ば
 3 お そ れ ず 主 の み ま え に で て
 4 ま ず し き 身 の さ さ げ も の を



こ こ ろ ひ く く 主 に し た が い
 な み だ を ふ き い の り を き き
 主 へ の あ い と し ん じ つ と を
 や み の な か に ひ か り 照 ら し

Worship the Lord in the beauty of holiness
 John S. B. Monsell, 1811–1875

MONSELL
 William Fiske Sherwin, 1826-1888



この数字が、作曲者の没年になります。ここが1956以下なのは、曲の著作権が消失していますので、曲を自由に使うことができます。

楽譜左下の文字は、
 上段が歌詞のタイトルもしくは原詞初行、
 下段が作詞者名で、右隣の数字が作詞者の生没年です。

楽譜右下の文字は、
 上段が曲の名前（チューンネーム）、
 下段が作曲者名で、右隣の数字が作曲者の生没年です。